



令和 8 年度 洲本市国民健康保険税率について

洲本市市民生活部保険医療課

目 次

1. 国民健康保険の現状について
2. 子ども・子育て支援金制度について
3. 支援金導入後の国民健康保険税について
4. 令和8年度国民健康保険税率について
5. モデルケース別保険税額
6. 今後のスケジュール（予定）

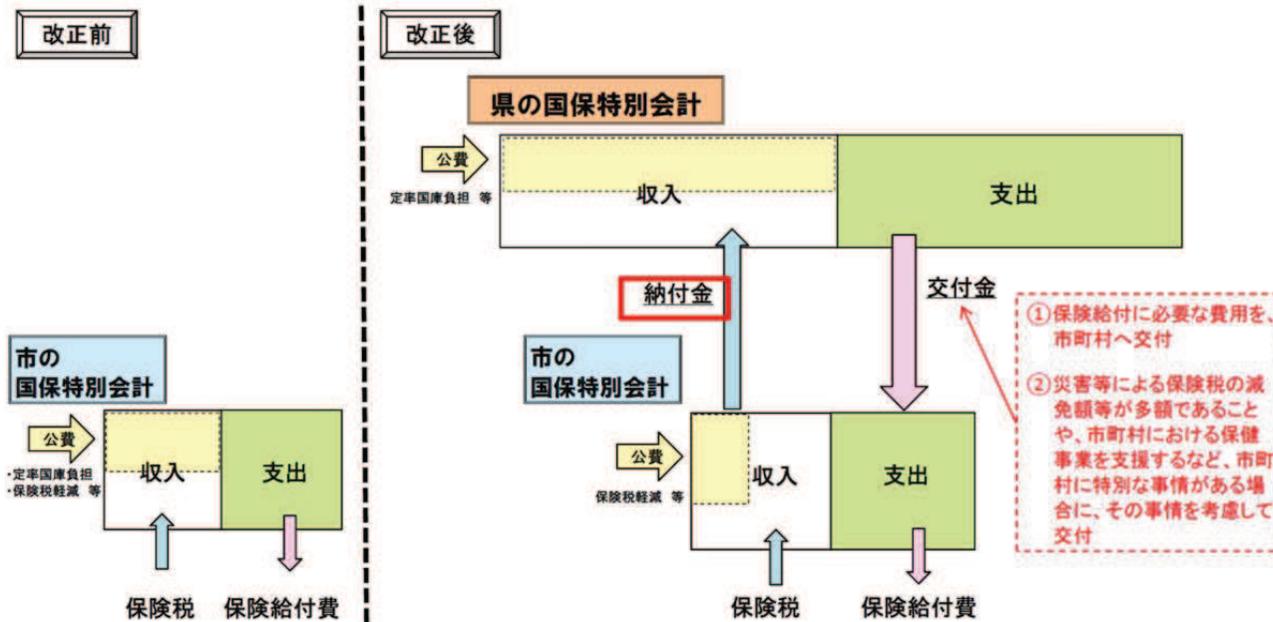


1. 国民健康保険の現状について

令和6年度第2回
洲本市国民健康保険運営協議会資料

国保財政の仕組みについて

平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う（保険給付費等交付金の交付）ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理します

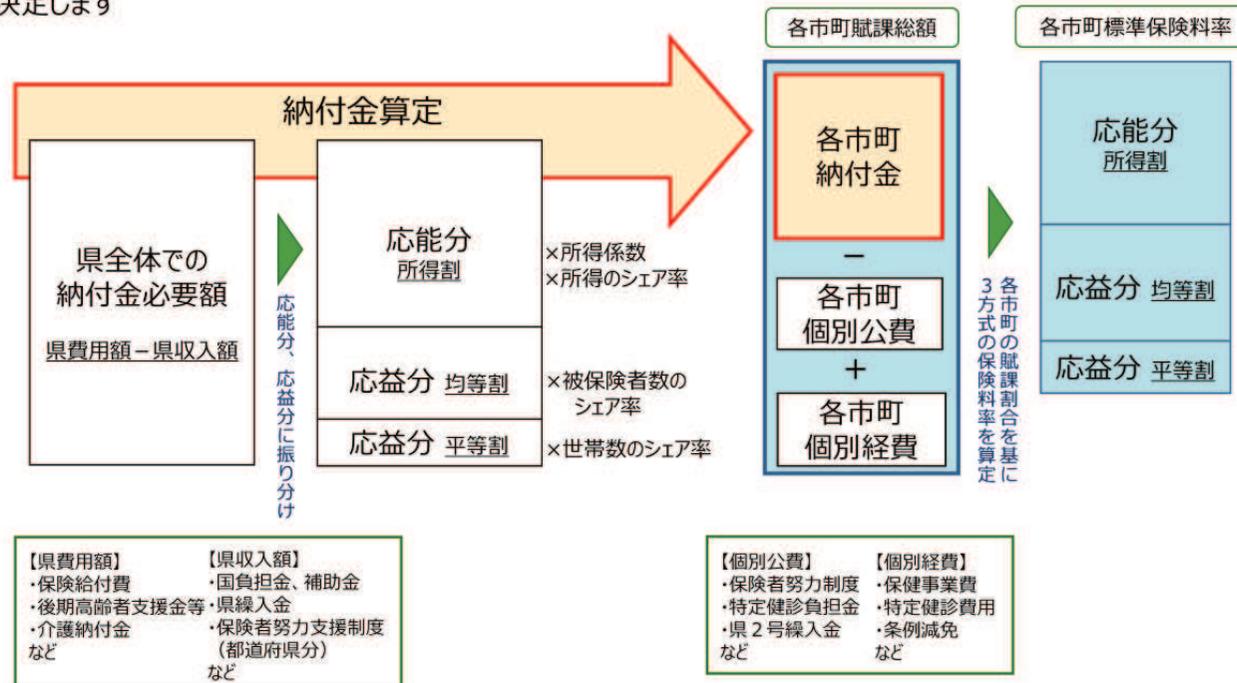


1. 国民健康保険の現状について

令和6年度第2回
洲本市国民健康保険運営協議会資料

国保事業費納付金と標準保険料率について

市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付し、都道府県が算定した標準保険料率を参考に、保険料率を決定します



1. 国民健康保険の現状について

(1) 国民健康保険事業費納付金の推移について

事業費納付金は減少していますが、被保険者数が減少しているため、一人当たりの事業費納付金の額は増加しています

○事業費納付金（令和8年度は子ども分を除く）

	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
医療分	996,828,119円	982,188,975円	936,863,587円	935,667,891円	918,100,544円
支援分	314,583,316円	317,317,061円	307,109,248円	302,955,938円	299,282,868円
介護分	114,163,708円	118,122,271円	114,101,069円	108,229,618円	107,301,839円
全体	1,425,575,143円	1,417,628,307円	1,358,073,904円	1,346,853,447円	1,324,685,251円

○1人当たり事業費納付金（令和8年度は子ども分を除く）

	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
医療分	103,717円	105,817円	110,885円	115,743円	118,894円
支援分	32,732円	34,186円	36,349円	37,476円	38,757円
介護分	38,349円	40,536円	40,940円	39,820円	41,065円
全体	174,798円	180,539円	188,174円	193,039円	198,716円



1. 国民健康保険の現状について

(2) 洲本市国民健康保険税率と標準保険料率の推移

令和7年度は、医療分の所得割・均等割、支援分の均等割を改正しました
 令和6年度は、4,000万円の基金を取り崩し、令和7年度は約1億円の取り崩しを予定しています

区分	医療分			支援分			介護分		
	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)
R 2 (標準保険料率)	6.90% (7.60%)	26,500 (31,301)	19,000 (21,628)	3.00% (2.70%)	10,200 (10,947)	7,500 (7,564)	2.70% (2.42%)	11,800 (12,596)	5,500 (6,329)
R 3 (標準保険料率)	6.90% (7.16%)	26,500 (29,566)	19,000 (20,331)	3.00% (2.74%)	10,200 (11,064)	7,500 (7,608)	2.70% (2.47%)	11,800 (12,546)	5,500 (6,359)
R 4 (標準保険料率)	6.90% (6.39%)	26,500 (27,586)	19,000 (17,959)	3.00% (2.67%)	10,200 (11,190)	7,500 (7,285)	2.70% (2.64%)	11,800 (13,562)	5,500 (6,734)
R 5 (標準保険料率)	6.90% (6.70%)	26,500 (29,025)	19,000 (18,806)	3.00% (2.81%)	10,200 (11,813)	7,500 (7,654)	2.70% (2.64%)	11,800 (13,848)	5,500 (6,759)
R 6 (標準保険料率)	6.90% (7.22%)	26,500 (30,722)	19,000 (20,135)	3.00% (3.02%)	10,200 (12,532)	7,500 (8,214)	2.70% (2.71%)	11,800 (13,991)	5,500 (7,009)
R 7 (標準保険料率)	7.00% (7.38%)	28,000 (31,860)	19,000 (20,471)	3.00% (3.02%)	11,000 (12,881)	7,500 (8,277)	2.70% (2.62%)	11,800 (13,522)	5,500 (6,642)



1. 国民健康保険の現状について

令和6年度第2回
洲本市国民健康保険運営協議会資料

兵庫県国民健康保険運営方針について

Hyogo Prefecture

(令和5年度第1回兵庫県国民健康保険運営協議会資料)

国民健康保険運営方針(第3期：R6～R11年度)の策定

● 国保運営方針とは

- ・ 国保の共同保険者である県と市町が共通認識のもと、一体となって**国保財政運営の安定化、事務の標準化、共同化及び効率化**を推進するための方向性及び取組を定めたもの
- ・ 根拠法令 国民健康保険法第82条の2

厚労省が示す策定要領に即しながら、本県の状況を踏まえて策定

● 兵庫県国保運営方針の沿革

H30年度
：
R2年度

第1期

● 制度の円滑な移行

- ・ 所得・被保険者数・世帯数に応じた納付金算定 (H30～)
- ・ 算定方式(3方式)、応能割・応益割合の決定 (H30～)
- ・ 標準的な賦課限度額の決定 (H30～)

R3年度
：
R5年度

第2期

● 段階的な統一

- ・ **納付金ベースの統一**(納付金算定時に医療費水準未反映・取納率反映) (R3～)
- ・ 個別経費・個別公費(全体)の段階的相互扶助化 (R5～R9)
- ・ 県国保財政安定化基金を活用した激変緩和措置 (R5～R12)
- ・ 「兵庫県における保険料水準の統一に向けたロードマップ」策定 (R4.11)

R6年度
：
R11年度

第3期

● 統一に向けた取組の加速化

- ・ **保険料率の完全統一(標準保険料率統一 R9、市町保険料率完全統一 R12)**
- ・ マイナンバーカードと被保険者証の一体化(R6.12.2～)に伴う事務の方針や標準的な運用の検討
- ・ 保険料等減免・任意給付の取扱いについて、検討の方向性を追記
- ・ 全市町が必ず取り組む保健事業5項目(受診勧奨、重症化予防等)と共通の評価指標を設定

今回の改定

運営方針に落とし込み

3年目途中で
中間見直し

● 必須の記載事項 (国保法に規定)

- (1) 国保の医療費、財政の見通し
- (2) 市町の保険料の標準的な算定方法及びその水準の平準化に関する事項
- (3) 保険料の徴収の適正な実施に関する事項
- (4) 保険給付の適正な実施に関する事項
- (5) 医療費適正化に関する事項
- (6) 市町が担う事務の効率化、広域化の推進に関する事項

※ 下線部分は国保法改正(R6.4.1施行)により必須化
※ 詳細は厚労省が策定要領にて提示

○標準保険料率の統一
(各市町の標準保険料率への移行目安時期)

⇒ **令和9年度**

○保険料率の完全統一
(標準保険料率への全市町移行完了)

⇒ **原則令和12年度**



2. 子ども・子育て支援金制度について

令和6年度第2回
洲本市国民健康保険運営協議会資料

(1) 税率見直しの進め方

① 今後の税率増加要因の分析

【令和7年度】

賦課限度額の引上げ（予定）

【令和8年度】

子ども・子育て支援金制度の創設

【令和9年度】

標準保険料率への移行時期開始による各市町の保険料
（税）率統一の増加



2. 子ども・子育て支援金制度について

◆ 制度の概要

国が推進する「こども未来戦略」に基づき、児童手当の拡充をはじめとした抜本的な子育て支援策の安定的な財源を確保するために創設された制度です

【加速化プランによる主な支援拡充策】

- 児童手当の拡充
- 育児時短就業給付
- 育児期間中の国民年金保険料免除
- 妊婦のための支援給付
- 出生後休業支援給付
- こども誰でも通園制度など

子ども・子育て支援金は、令和8年4月から医療保険者（市町村国保、健康保険組合など）が医療保険料に上乗せする形で徴収されます

支援金制度導入後の国民健康保険税イメージ

A 医療給付分（医療分）

B 後期高齢者支援金等分（支援分）

C 介護納付金分（介護分）



D 子ども・子育て支援金分（子ども分）



2. 子ども・子育て支援金制度について

◆ 子ども・子育て支援金の納付の流れ

支援金は、国が示す支援納付金の総額に基づき、市町村が都道府県の標準保険料率を踏まえ保険料（税）率を設定します
納付された支援金は、都道府県を通じて国へ納付されます



◆ 導入スケジュール

令和8年度から段階的に導入され、令和10年度に全面实施されます
(8年度6,000億円、9年度8,000億円、10年度1兆円※)

※支援納付金総額のうち公費負担分を除いた被保険者・事業主の拠出額の目安

国の試算：国保被保険者 月額一人当たり

R8年度 200円、R9年度 300円、R10年度 400円



2. 子ども・子育て支援金制度について

公的医療保険制度 加入者の皆様へ

子ども・子育て世帯を応援！

子ども・子育て支援金制度が始まります

「子ども・子育て支援金制度」って何？

- 「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業の皆様から**支援金を拠出**いただき、それによる**子育て世帯に対する給付の拡充**を通じて、**子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組み**です。
- 支援金は児童手当の拡充など6つの事業に充てられます。詳細は裏面をご確認ください。

※支援金が充てられる給付は法定されているため、国会での審議や法改正なしに使い途を増やすことはできません。

なぜ独身者や高齢者も負担する必要があるの？

- 子育て支援は、子どもたちが健やかに成長していくためのものであり、その子どもたちは将来おとなになりこの社会を支える担い手となるため、**子育て支援は全ての方にとってメリット**があります。
- そのため、独身者や高齢者も含む**全世代や企業の皆様から拠出**いただくこととしております。

いつから始まるの？

支援金は**令和8年4月分**から医療保険料とあわせて拠出いただけますが、実際に徴収が始まる時期は加入する医療保険によって異なります。

※被用者保険に加入している方は給与所得から、年金を受給されている方は年金額から天引きとなります。

支援金額はどのくらいになるの？

支援金額は**加入する医療保険制度や所得に応じて異なりますが**、全ての医療保険制度の加入者で平均すると、**令和10年度で月額450円**（令和8年度は250円）と試算しています。

詳しくは、「子ども・子育て支援金に関する試算」をご参照ください



※支援金制度の導入に当たっては、社会保障分野の歳出改革等をあわせて行うこととしており、国民の皆様にご負担を求めない仕組みとしています。

子ども・子育て支援金が充てられる事業のご案内

児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。

児童の年齢	支給額	支給回数
0歳～3歳未満	1.5万円	2回/年
3歳～小学生	1万円	2回/年
中学生	1万円	2回/年
高校生	1万円	2回/年

※令和6年10月分から拡充

妊婦のための支援給付

「伴走型相談支援」の面談と合わせて、

- 妊娠届出時に5万円
- 妊娠後期以降に妊娠していることの数×5万円を支給します。

妊娠届出時 5万円

妊娠していることの数 ×5万円

※令和7年度から制度化

育児時短就業給付

「育児時短就業給付」を創設し、子どもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合に、時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。

※令和7年度から実施

出生後休業支援給付

「出生後休業支援給付」を創設し、子の出生直後の一定期間内に両親ともに14日以上育児休業を取った場合、最大28日間、手取りの10割相当を支給します。

育児休業給付

67%

出生後休業支援給付 (13%)

80%

100%相当

※令和7年度から実施

育児期間中の国民年金保険料免除

国民年金の第1号被保険者の方を対象に、育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。

最大12ヶ月

※令和8年10月から実施

子ども誰でも通園制度

「子ども誰でも通園制度」は、保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の子どもが、時間単位等で柔軟に利用できる制度です。（子ども1人当たり10時間/月）

※令和7年度は希望自治体、令和8年度より全国実施

子ども・子育て支援金制度についてもっと知りたいときは

- 子ども家庭庁のHP (概要説明)
- 担当職員による紹介記事
- 三原大臣からのメッセージ

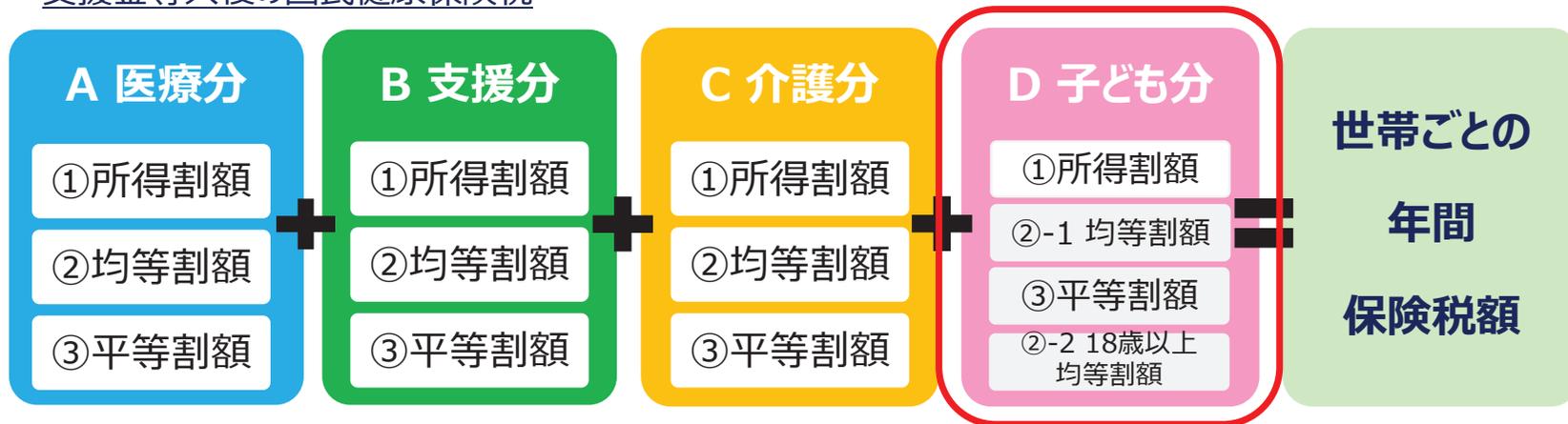



3. 支援金導入後の国民健康保険税について

令和8年度以降の国民健康保険税について

- ◆ 子ども・子育て支援納付金分（子ども分）は、下記の項目で構成されます
 - ① 所得割総額 世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額 × 所得割率
 - ②-1 均等割総額 世帯に属する被保険者数 × 均等割額
 - ②-2 18歳以上均等割総額 世帯に属する18歳以上被保険者数 × 18歳以上均等割額
 - ③ 平等割総額 世帯数 × 平等割額

支援金導入後の国民健康保険税



3. 支援金導入後の国民健康保険税について

令和8年度以降の国民健康保険税について

- ◆ 国保税は、年齢によって負担する保険税が異なります

支援金導入後の国民健康保険税（年齢別）



※18歳未満（18歳に達する日以降の最初の3月31日以前である被保険者）



4. 令和8年度国民健康保険税率について

(1) 基金の状況

令和7年3月末基金残高

保険者名	全被保険者数(年報)	R7年3月末基金残高(円)	一人当たり基金額(円)
洲本市	8,567	768,967,560	89,759

兵庫県HP 令和6年度国民健康保険の状況(速報)より

(参考)

保険者名	全被保険者数(年報)	R7年3月末基金残高(円)	一人当たり基金額(円)
淡路市	9,966	330,970,367	33,210
南あわじ市	10,628	470,592,554	44,279

◆ 基金の用途

<完全統一前>

保険税引き下げに活用できる

保険税必要額に対して、収納率の低下などにより保険税収納額に不足が見込まれる場合に活用できる

<完全統一後>

保険税引き下げに活用できない

保険税必要額に対して、収納率の低下などにより保険税収納額に不足が見込まれる場合に活用できる予定

基金を活用しながら、「保険税負担の軽減」と「激変緩和措置」のバランスを考慮して税率を設定する必要があります



4. 令和8年度国民健康保険税率について

(2) 令和8年度洲本市標準保険料率

事業費納付金を納付するために必要な、R8年度の洲本市の標準保険料率は以下の通りとなっています

	医療分			後期分			介護分			子ども分			
	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)	18歳以上 (円)									
R8標準 (R8.1)	7.43%	32,292	20,765	3.11%	13,433	8,638	2.74%	13,982	6,962	0.29%	1,276	824	64

(参考) R8洲本市標準保険料率とR7洲本市現行税率の比較

区分	医療分			支援分			介護分			子ども分			
	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)	18歳以上 (円)									
R8標準	7.43%	32,292	20,765	3.11%	13,433	8,638	2.74%	13,982	6,962	0.29%	1,276	824	64
R7現行	7.00%	28,000	19,000	3.00%	11,000	7,500	2.70%	11,800	5,500				
差	0.43%	4,292	1,765	0.11%	2,433	1,138	0.04%	2,182	1,462	0.29%	1,276	824	64

4. 令和8年度国民健康保険税率について

(3) 洲本市標準保険料率の推移見込み

令和12年度までの洲本市の標準保険料率は以下の通りとなっています（令和8年1月試算）

区分	医療分			支援分			介護分			こども分			
	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)	18歳以上 (円)									
R8	7.43%	32,292	20,765	3.11%	13,432	8,638	2.74%	13,981	6,961	0.29%	1,276	824	64
R9	7.78%	34,140	21,954	3.18%	13,883	8,928	2.82%	14,461	7,200	0.40%	1,741	1,124	84
R10	7.97%	35,358	22,737	3.24%	14,309	9,201	2.90%	14,903	7,421	0.50%	2,202	1,421	106
R11	8.17%	36,594	23,532	3.31%	14,748	9,484	2.98%	15,358	7,647	0.51%	2,254	1,455	108
R12	8.32%	37,628	24,196	3.38%	15,200	9,774	3.05%	15,826	7,880	0.51%	2,306	1,489	111

注) この数値は、被保険者数・所得・医療費の伸び率などから推計して算定しているもので、確定したものではありません



4. 令和8年度国民健康保険税率について

(4) これまでの税率見直し方針について

令和6年度第2回
洲本市国民健康保険運営協議会資料

(2) 税率見直しの方針（案）

➤ **令和12年度の完全統一に税率を合わせる**

基金残高が少ない市町では、標準保険料率に合わせて保険料(税)率を設定する必要があるが、本市は基金を活用し、**保険税率の統一を令和12年度とする**

➤ **計画的な引き上げ幅を検討する**

完全統一後の保険税率が高いことから、**令和12年に急激に保険税率が上昇しないよう、段階的に税率を引き上げることとする**

➤ **基金を活用し激変緩和を図る**

令和12年までの**基金の取り崩し計画を作成し、税率上昇とのバランスを保ち税率を設定する**



4. 令和8年度国民健康保険税率について

(4) これまでの税率見直し方針について

令和6年度第2回
 洲本市国民健康保険運営協議会資料

(5) 令和7年度から適用する新保険税率(案)

基金を活用して乖離のある医療分（所得割・均等割）、支援分（均等割）について、令和12年度見込みの6分の1の額を引き上げ

	A 医療分	B 支援分	C 介護分
①所得割	基準所得額×7.00% = A①	基準所得額×3.00% = B①	基準所得額×2.70% = C①
②均等割	加入者数×28,000円 = A②	加入者数×11,000円 = B②	加入者数×11,800円 = C②
③平等割	1世帯19,000円 = A③	1世帯7,500円 = B③	1世帯5,500円 = C③
計	A①+A②+A③ = 1年間の医療分国保税 (最高限度額66万円)	B①+B②+B③ = 1年間の支援分国保税 (最高限度額26万円)	C①+C②+C③ = 1年間の介護分国保税 (最高限度額17万円)

▶ 国保税は、計A、B、Cの合計額

令和8年度以降の方向性	令和8年度は、子ども・子育て支援金制度により増税が見込まれることから、税率を据え置き 令和9年度は、県から示される標準保険料率や基金残高を参考に税率を改定
-------------	--



4. 令和8年度国民健康保険税率について

(5) 令和12年度までの税率設定パターン別基金残高見込み

基金残高から、今後の税率改定幅や時期などを検証する

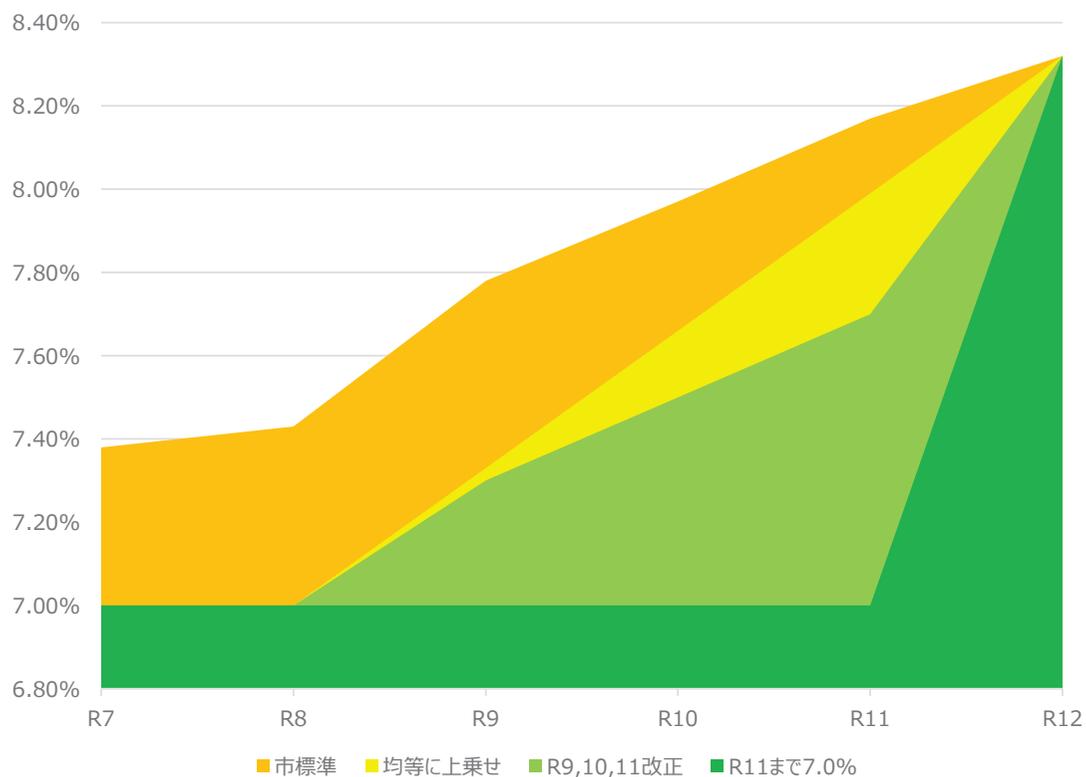
(令和7年3月末基金残高：768,967千円)

パターン	R8医療分 所得割	令和8年度 基金取崩額見込み (千円)	令和12年度 基金残高額見込み (千円)
① 改定（市標準保険料率）	7.43%	△ 14,758	811,511
② 改定（毎年同率上乘せ）	7.00%	85,766	437,742
③ 改定（仮9・10・11・12改定）	7.00%	85,766	373,210
④ 改定（R11まで7.0%維持）	7.00%	85,766	78,934

4. 令和8年度国民健康保険税率について

(5) 令和12年度までの税率設定パターン別基金残高見込み

税率の推移（医療分所得割率）



- ①改定（市標準保険料率）
 - ・収支黒字により基金残高が増加
 - ・基金活用ができていない
- ②改定（毎年同率上乘せ）
 - ・同率で税額が増加する
 - ・基金残高の減少が少ない
- ③改定（仮9・10・11・12改定）
 - ・②よりもR11からR12の上昇幅が大きい
 - ・基金残高を活用することができる
- ④改定（R11まで7.0%維持）
 - ・R12に急激に税額が増加する
 - ・基金残高はかなり減少する

4. 令和8年度国民健康保険税率について

(6) 令和8年度の税率見直し案について

これまでの税率見直し方針を基本とし、

▶ 令和8年度は、「医療分」「支援分」「介護分」を据え置きし、「子ども分」のみ追加

<税率見直し方針>

▶ 令和12年度の完全統一に税率を合わせる

基金残高が少ない市町では、標準保険料率に合わせて保険料(税)率を設定する必要があるが、本市は基金を活用し、**保険税率の統一を 令和12年度とする**

▶ 計画的な引き上げ幅を検討する

完全統一後の保険税率が高いことから、**令和12年に急激に保険税率が上昇しないよう、段階的に税率を引き上げる**こととする

▶ 基金を活用し激変緩和を図る

令和12年までの**基金の取り崩し計画を作成し、税率上昇とのバランスを保ち税率を設定**する

区分	医療分			支援分			介護分			子ども分			
	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)	18歳以上 (円)									
改定案	7.00%	28,000	19,000	3.00%	11,000	7,500	2.70%	11,800	5,500	0.29%	1,300	900	100

※「子ども分」は県から示された標準保険料率とする（県下統一ルールにより百円単位切り上げ）

4. 令和8年度国民健康保険税率について

(7) 令和8年度税率改定案

	A 医療分	B 支援分	C 介護分	D 子ども分
①所得割	基準所得額×7.00% = A ①	基準所得額×3.00% = B ①	基準所得額×2.70% = C ①	基準所得額×0.29% = D ①
②-1 均等割	加入者数×28,000円 = A ②	加入者数×11,000円 = B ②	加入者数×11,800円 = C ②	加入者数×1,300円 = D ②
③平等割	1世帯19,000円 = A③	1世帯 7,500円 = B③	1世帯 5,500円 = C③	1世帯 900円 = D③
②-2 18歳以上均等割				18歳以上 100円 = D④
計	A①+A②+A③ = 1年間の医療分国保税 (最高限度額67万円)	B①+B②+B③ = 1年間の支援分国保税 (最高限度額26万円)	C①+C②+C③ = 1年間の介護分国保税 (最高限度額17万円)	D①+D②+D③+D④ = 1年間の子ども分国保税 (最高限度額3万円予定)

※18歳に達する日以降の最初の3月31日以前までの子どもに係る支援金の均等割額は10割軽減となります

令和9年度 以降の方向性	令和9年度は、県から示される標準保険料率や基金残高を参考に税率を改定 令和10年度以降は、基金残高を参考に、段階的な税率改定が必要
-----------------	--



5. モデルケース別保険税額

モデル 1

- 65歳以上
- 1人世帯
- 年金収入
155万円
- 7割軽減

モデル 2

- 65歳以上
- 1人世帯
- 年金収入
180万円
- 5割軽減

モデル 3

- 65歳以上
- 2人世帯
- 年金収入
- ①270万円
- ②55万円
- 2割軽減

モデル 4

- 40～65歳
- 2人世帯
- ①営業所得
160万円
- ②給与所得
50万円
- 軽減なし

モデル 5

- 40～65歳夫婦と
18歳未満の学生
2人
- 4人世帯
- 給与所得×2人
- ①300万円
- ②50万円
- 軽減なし

5. モデルケース別保険税額

【モデル1】65歳以上1人世帯／年金収入155万円（年金所得45万円）

年金所得45万円
 所得割算定基礎額2万円（7割軽減）
 医療分／支援分／子ども分 1人 介護分 0人

【税率】

		現行	改正案	R8市標準
医療分	所得割	7.00%	7.00%	7.43%
	均等割	28,000	28,000	32,292
	平等割	19,000	19,000	20,765
支援分	所得割	3.00%	3.00%	3.11%
	均等割	11,000	11,000	13,433
介護分	所得割	2.70%	2.70%	2.74%
	均等割	11,800	11,800	13,982
	平等割	5,500	5,500	6,962
子ども分	所得割		0.29%	0.29%
	均等割		1,300	1,300
	平等割		900	900
	18歳以上		100	100

【試算結果】

		現行	改正案	R8市標準
医療分	所得割	1,400	1,400	1,486
	均等割	28,000	28,000	32,292
	平等割	19,000	19,000	20,765
	軽減額	32,900	32,900	37,140
	計	15,500	15,500	17,400
支援分	所得割	600	600	622
	均等割	11,000	11,000	13,433
	平等割	7,500	7,500	8,638
	軽減額	12,950	12,950	15,450
	計	6,100	6,100	7,200
介護分	所得割	0	0	0
	均等割	0	0	0
	平等割	0	0	0
	軽減額	0	0	0
子ども分	所得割	0	58	58
	均等割	0	1,300	1,300
	平等割	0	900	900
	18歳以上	0	100	100
	軽減額	0	1,610	1,610
	計	0	700	700
合計		21,600	22,300	25,300
増減比率			3.2%	17.1%

【現行との差】

	改正案	R8市標準
医療分	0	1,900
支援分	0	1,100
介護分	0	0
子ども分	700	700
合計	700	3,700



5. モデルケース別保険税額

【モデル2】65歳以上1人世帯／年金収入180万円（年金所得70万円）

年金所得70万円
 所得割算定基礎額27万円（5割軽減）
 医療分／支援分／子ども分 1人 介護分 0人

【税率】

		現行	改正案	R8市標準
医療分	所得割	7.00%	7.00%	7.43%
	均等割	28,000	28,000	32,292
	平等割	19,000	19,000	20,765
支援分	所得割	3.00%	3.00%	3.11%
	均等割	11,000	11,000	13,433
	平等割	7,500	7,500	8,638
介護分	所得割	2.70%	2.70%	2.74%
	均等割	11,800	11,800	13,982
	平等割	5,500	5,500	6,962
子ども分	所得割		0.29%	0.29%
	均等割		1,300	1,300
	平等割		900	900
	18歳以上		100	100

【試算結果】

		現行	改正案	R8市標準
医療分	所得割	18,900	18,900	20,061
	均等割	28,000	28,000	32,292
	平等割	19,000	19,000	20,765
	軽減額	23,500	23,500	26,529
	計	42,400	42,400	46,500
支援分	所得割	8,100	8,100	8,397
	均等割	11,000	11,000	13,433
	平等割	7,500	7,500	8,638
	軽減額	9,250	9,250	11,036
	計	17,300	17,300	19,400
介護分	所得割	0	0	0
	均等割	0	0	0
	平等割	0	0	0
	軽減額	0	0	0
子ども分	所得割	0	783	783
	均等割	0	1,300	1,300
	平等割	0	900	900
	18歳以上	0	100	100
	軽減額	0	1,150	1,150
計	0	1,900	1,900	
合計		59,700	61,600	67,800

増減比率

3.2% 13.6%

【現行との差】

	改正案	R8市標準
医療分	0	4,100
支援分	0	2,100
介護分	0	0
子ども分	1,900	1,900
合計	1,900	8,100



5. モデルケース別保険税額

【モデル3】65歳以上2人世帯／年金収入①270万円②55万円

年金所得①160万円②0円
 所得割算定基礎額117万円（2割軽減）
 医療分／支援分／子ども分 2人 介護分 0人

【税率】

		現行	改正案	R8市標準
医療分	所得割	7.00%	7.00%	7.43%
	均等割	28,000	28,000	32,292
	平等割	19,000	19,000	20,765
支援分	所得割	3.00%	3.00%	3.11%
	均等割	11,000	11,000	13,433
	平等割	7,500	7,500	8,638
介護分	所得割	2.70%	2.70%	2.74%
	均等割	11,800	11,800	13,982
	平等割	5,500	5,500	6,962
子ども分	所得割		0.29%	0.29%
	均等割		1,300	1,300
	平等割		900	900
	18歳以上		100	100

【試算結果】

		現行	改正案	R8市標準
医療分	所得割	81,900	81,900	86,931
	均等割	56,000	56,000	64,584
	平等割	19,000	19,000	20,765
	軽減額	15,000	15,000	17,070
	計	141,900	141,900	155,200
支援分	所得割	35,100	35,100	36,387
	均等割	22,000	22,000	26,866
	平等割	7,500	7,500	8,638
	軽減額	5,900	5,900	7,101
	計	58,700	58,700	64,700
介護分	所得割	0	0	0
	均等割	0	0	0
	平等割	0	0	0
	軽減額	0	0	0
子ども分	計	0	0	0
	所得割	0	3,393	3,393
	均等割	0	2,600	2,600
	平等割	0	900	900
	18歳以上	0	200	200
軽減額		0	740	740
	計	0	6,300	6,300
合計		200,600	206,900	226,200
増減比率			3.1%	12.8%

【現行との差】

	改正案	R8市標準
医療分	0	13,300
支援分	0	6,000
介護分	0	0
子ども分	6,300	6,300
合計	6,300	25,600



5. モデルケース別保険税額

【モデル4】40歳～65歳代2人世帯／

①営業所得160万円 ②給与所得50万円

①営業所得160万円 ②給与所得50万円
 所得割算定基礎額124万円（軽減なし）
 医療分／支援分／介護分／子ども分 2人

【税率】

		現行	改正案	R8市標準
医療分	所得割	7.00%	7.00%	7.43%
	均等割	28,000	28,000	32,292
	平等割	19,000	19,000	20,765
支援分	所得割	3.00%	3.00%	3.11%
	均等割	11,000	11,000	13,433
	平等割	7,500	7,500	8,638
介護分	所得割	2.70%	2.70%	2.74%
	均等割	11,800	11,800	13,982
	平等割	5,500	5,500	6,962
子ども分	所得割		0.29%	0.29%
	均等割		1,300	1,300
	平等割		900	900
	18歳以上		100	100

【試算結果】

		現行	改正案	R8市標準
医療分	所得割	86,800	86,800	92,132
	均等割	56,000	56,000	64,584
	平等割	19,000	19,000	20,765
	軽減額	0	0	0
	計	161,800	161,800	177,400
支援分	所得割	37,200	37,200	38,564
	均等割	22,000	22,000	26,866
	平等割	7,500	7,500	8,638
	軽減額	0	0	0
	計	66,700	66,700	74,000
介護分	所得割	33,480	33,480	33,976
	均等割	23,600	23,600	27,964
	平等割	5,500	5,500	6,962
	軽減額	0	0	0
計	62,500	62,500	68,900	
子ども分	所得割	0	3,596	3,596
	均等割	0	2,600	2,600
	平等割	0	900	900
	18歳以上	0	200	200
	軽減額	0	0	0
	計	0	7,200	7,200
合計		291,000	298,200	327,500

増減比率

2.5%

12.5%

【現行との差】

	改正案	R8市標準
医療分	0	15,600
支援分	0	7,300
介護分	0	6,400
子ども分	7,200	7,200
合計	7,200	36,500



5. モデルケース別保険税額

【モデル5】40歳～65歳代2人 + 18歳未満学生2人 4人世帯／

①給与所得300万円 ②給与所得50万円

①給与所得300万円 ②給与所得50万円
 所得割算定基礎額264万円（軽減なし）
 医療分／支援分 4人 介護 2人 子ども分 2人

【税率】

		現行	改正案	R8市標準
医療分	所得割	7.00%	7.00%	7.43%
	均等割	28,000	28,000	32,292
	平等割	19,000	19,000	20,765
支援分	所得割	3.00%	3.00%	3.11%
	均等割	11,000	11,000	13,433
介護分	所得割	2.70%	2.70%	2.74%
	均等割	11,800	11,800	13,982
子ども分	所得割		0.29%	0.29%
	均等割		1,300	1,300
	平等割		900	900
	18歳以上		100	100

【試算結果】

		現行	改正案	R8市標準
医療分	所得割	184,800	184,800	196,152
	均等割	112,000	112,000	129,168
	平等割	19,000	19,000	20,765
	軽減額	0	0	0
	計	315,800	315,800	346,000
支援分	所得割	79,200	79,200	82,104
	均等割	44,000	44,000	53,732
	平等割	7,500	7,500	8,638
	軽減額	0	0	0
介護分	所得割	71,280	71,280	72,336
	均等割	23,600	23,600	27,964
	平等割	5,500	5,500	6,962
	軽減額	0	0	0
子ども分	計	100,300	100,300	107,200
	所得割	0	7,656	7,656
	均等割	0	2,600	2,600
	平等割	0	900	900
	18歳以上	0	200	200
合計	軽減額	0	0	0
	計	0	11,300	11,300
合計		546,800	558,100	608,900

増減比率

2.1% 11.4%

【現行との差】

	改正案	R8市標準
医療分	0	30,200
支援分	0	13,700
介護分	0	6,900
子ども分	11,300	11,300
合計	11,300	62,100



5. モデルケース別保険税額

	モデルケース	軽減	①現行税率	②R8改定案	現行と改定案との差②-①	③R8洲本市標準保険料率	R8見込みと標準保険率との差③-②
1	65歳以上1人世帯 年金収入155万円 (所得45万円)	7割	21,600	22,300	700	25,300	3,700
2	65歳以上1人世帯 年金収入180万円 (所得70万円)	5割	59,700	61,600	1,900	67,800	8,100
3	65歳以上2人世帯 年金収入①270万②55万円 (所得①160万円②0円)	2割	200,600	206,900	6,300	226,200	25,600
4	40歳～65歳代2人世帯 ①営業所得160万円 ②給与所得50万円	なし	291,000	298,200	7,200	327,500	36,500
5	40歳～65歳代2人+18歳未満 学生2人 給与所得①300万円②50万円	なし	546,800	558,100	11,300	608,900	62,100

この差額を基金で補填

6. 今後のスケジュール（予定）

【令和8年】

- 1月29日 令和7年度第1回洲本市国民健康保険運営協議会開催
（令和8年度税率案について、諮問・答申）
- 3月 国・県より条例参考例の発出後、条例改正案の策定
国保税条例改正（税率改定）議案提出
- 4月 賦課限度額 医療分：1万円引き上げ、子ども分：新設予定
軽減基準の引き上げ予定
（5割軽減：5千円×被保険者数、2割軽減：1万円×被保険者数）
- 6月 市広報紙等において令和8年度税率について広報
- 7月上旬 各世帯へ令和8年度国民健康保険税額の通知
- 8月下旬 第1回 国保運営協議会開催

【令和9年】

- 1月下旬 第2回 国保運営協議会開催
- 令和9年4月 国民健康保険税減免制度の県下統一（予定）

